



東京弁護士会 前年度会長

伊藤 茂昭 会員

2015年度は、「戦後70年」という節目の年に、憲法がクローズアップされる中で、弁護士会が存在感を示した年でした。また、法律相談事業の再生、弁護士活動領域の拡大、会費減額を含む財政問題など、数々の課題に対する取組みが目玉された年でもありました。その舵取りをしてきた伊藤茂昭前会長に、1年間の振り返りをいただきました。

（聞き手・構成：伊藤 敬史）

—— 1年間の会長職、お疲れさまでした。この1年を振り返ってどのような感想をお持ちですか。

この1年は日本の歴史の中で大きな転換点だったと思います。その中で、東弁会長としてやるべきことはやったというほっとした気持ちと、今まで平和な国家を築いてきた日本がこの先どこへいくのだろうという気がかりを感じています。

—— 昨年5月の定期総会で会務執行方針として8つの重点政策を挙げられました。その1つ目が憲法、安全保障法制問題への取組みでした。その取組みを振り返っていかがでしたか。

日本は第2次世界大戦で焼け野原になり、その反省の上に恒久平和主義を国是とする日本国憲法を制定しました。それから70年を経て、この国がどこへいくのかの一番のポイントが解釈改憲といわれる集団的自衛権行使容認の内閣の政策であり、昨年の国会の安全保障立法でした。それに対する反対運動と、立法後にその廃止を求めていく闘いが、取組みの中心になりました。また、人種差別による排外主義の助長、報道の自主規制のように国の形がじわっと変わっていく危険に対する憲法的な取組みもいたしました。

—— 戦後70年ということで、昨年7月から8月にかけて「伝える」をテーマにした写真展、戦争資料展、中学生の親子を対象にした憲法の企画、コンサート、そしてシンポジウムと、様々な企画を組んで、多くの市民にご参加いただきました。

戦後70年企画は、昨年4月に会長に就任した時にただちに特別チームを作って準備に取り掛かりました。1階ロビーでは写真展を企画して、複数の新聞社にご協力いただき、戦中・戦後の写真をたくさん並べて、平和の尊さを伝えました。多くの市民が来てくださって、また新聞の記事にも取り上げられて、安保法制反対の運動が重要な時期を迎えている時に、日本の今後を考える有意義な企画ができたと思います。

それと合わせて行ったシンポジウムや親子で憲法を考えるという企画に対しても、多くの方にご参加いただいて、これも新聞記事になりました。7月、8月と東弁が中心になってとても盛り上がる活動ができたと思います。

—— 昨年7月には東弁の歴代の会長全員が名前を連ねて安保関連法案反対の声明を出し、8月には戦後70年を迎えるにあたっての会長談話を出されました。

安保法制に反対する歴代会長声明ということで、ご存命の歴代会長24名全員の連名でこの声明を発表し、さらに出席できる歴代会長12名で記者会見を行い、10社近くの報道陣に来ていただきました。ご存命の歴代会長が全員で、しかもその半数が現実にとろって記者会見をするというのは全国でも初めてということで、東弁の伝統がはっきりと打ち出されて、その後の学者、知識人による日比谷公会堂での大集会にもつながりました。

私の戦後70年談話でも触れましたが、昭和8年9月に警察による人権蹂躪事件が発生し、それに対して抗議をした弁護士が治安維持法で一斉検挙されて、思想信条を守る弁護士の闘いが終息していく中で、第2次世界大戦に突入していった過去の歴史があります。そして、戦線には東弁所属の若い弁護士が動員されて、今でいえば60期代の年齢の方が戦死しているんですね。東弁は、応召会員の会費免除と戦死会員家族に対する慰問、寄付金募集の設置を決めて、しかしながら戦争を止めることができずに戦争に突入していきました。そういう中で再び戦争の惨禍が起こることがないようにすることを決意して、今の憲法が定められたのです。

だから今の日本がなすべきことは、特定国をいたずらに仮想敵国にして戦力を増強する、あるいは軍事同盟を強化するのではなくて、あくまで民主的な統制が利く国家、司法がチェックすることができるような国家の中で、民間外交や国際交流を進展させて、人類愛と寛容に基礎を置いた外交により、国際社会において名誉ある地位を占めることです。こういう憲法に書かれていることが、国家の基本的な政策になるべきだと思います。

——ヘイトスピーチに対する取組みも大きな成果を上げた
と伺っています。

ヘイトスピーチの規制については表現の自由との兼ね合いで様々な議論がありますが、今のような形で放置することはできません。少なくとも明らかにヘイトスピーチにつながるような活動が予測される場合には

地方公共団体も公共施設の利用を事前に規制することができるという法律家の考えを『地方公共団体とヘイトスピーチ』という冊子にまとめて、都内の地方公共団体すべてと申込みのあった都外の公共団体に送って、かなりの反響を呼びました。これは、東弁の外国人の権利に関する委員会、憲法問題対策センターの成果でした。

——2つ目の重点政策として、東日本大震災の被害者救済を挙げられました。震災から5年目を迎えましたが、その取組みはいかがでしたか。

委員会の活動等は引き続き充実してやっていただきましたが、2015年度は、今年3月に「つながる」をテーマに避難者交流イベントを開催し、弁護士・医師・税理士・社会福祉士・臨床心理士による相談会を開きました。それに合わせて多くの著名な写真家に写真を提供していただいて、震災の写真展を弁護士会館の1階ロビーで開きました。

——3つ目の重点政策は、法律相談事業の再生でした。

1つは、錦糸町の法律相談センターの問題です。一弁、二弁が撤退すると決めている中で、東弁は、東京都東部の相談需要があると考えて、移転しつつ残しました。相談料の無料化、夜間相談、分野別の相談枠を増やすなど、様々な取組みが功を奏して、移転後の相談件数は、東弁担当枠が2倍になった以上に大幅に増加しています。

また、赤字を解消するための活動として、前年度は納付金を10%から15%に上げましたが、過去の延滞金が1億円を超えていました。それに対し、2015年度は、理事者が分担して電話かけをして納付を要請しました。そのような取組みの結果、前年度約5900万円あった赤字を黒字化することができたのは大きな成果だったと思います。

——4つ目の重点政策は、弁護士の活動領域の拡大でした。

前年度に立ち上がった弁護士活動領域拡大推進本

部と、若手会員総合支援センターの活動の充実化が中心でした。東京ドームの企画、デパートでのOJT相談会、空家対策、蒲田の相談センターでの若手のOJTのための取組みなどに予算を支出し、そういう活動を柱にしながら全体として若手を活性化できるようにという政策を行いました。

お昼の時間を利用して若手の皆さんと一緒に食事をしながらお話を聞き、いろいろヒントをいただいたことが大きかったと思います。アプリの開発を進めることができたのも、そういう食事の際の意見交換がプラスに働いたと思います。

—— 東京ドームでは伊藤会長自ら法被を着て東弁の広報をなさる姿が印象的でした（本誌12頁写真参照）。

東京ドームで無料相談券を受け取った人が法律相談に來ただけではなく、1万人以上の人が集まっている東京ドームで大きなスクリーンに動画で「東京弁護士会」と表示される、子供たちが日弁連のキャラクターと一緒に写真を撮る、そういう活動一つ一つが、東弁の活動に対する理解につながっていくと私は考えています。

—— 5つ目の重点政策は、若手弁護士の支援でした。弁護士活動領域の拡大と重なる面もありますが、経済的な面でも様々な支援が新たに なされました。

支出との関係では、クラス別新人研修の支援のための費用を支出しました。これは、クラス別新人研修が、単に研修を受けるだけではなく、同期のつながりを東弁の中で作っていく最小単位としてもっと機能していくようにということです。

収入の関係では、会費の減額を行いました。東弁は歴史的に会費の減額をしたことがなかったのですが、いろいろな議論がある中で、とりあえず一般会費500円を減額して、さらに今後、様子を見ようということにしました。また、新会館の臨時会費については、これまで50万円だったところ、新たに登録する方は40万円という形で10万円減額しました。さらに、最近は弁護士登録の時期が修習終了から2カ月、3カ月遅れ

る人も多く、登録時期がばらばらな実態があります。できるだけそれを解消してクラス別研修を同時に始められる人を増やしたいということで、司法修習終了から6カ月間は会費を無料にしました。

—— 6つ目の重点政策は、財政問題でした。今の会費に関する政策も財政問題という面がありますが、その他にいかがでしょうか。

これまで東弁では、予算と決算が乖離して、赤字予算、黒字決算という形が続いてきました。これでは予算の執行率が低くて、予算が財政規律の役割を果たしていないということで問題提起をしました。具体化があまり明確でないものについては予算化しない。その代わり、年度途中でどうしてもやりたいものが出てきた場合には、事業関連費から支出する仕組みにしたいということで対応しました。なかなか難しい問題がありますが、私としては、政策実行の端緒はつくれたのかなと思います。

—— 7つ目の重点政策は、弁護士の職務の適正化でした。

これは日弁連でも私の担当事項で、全国的に不祥事が多発している中でどうするかは、弁護士自治、弁護士に対する信用問題として大きな課題でした。東弁でも不祥事を事前に防止するという観点から、会費の滞納、市民窓口に対する苦情、非弁取締りに対する情報の提供などを、担当副会長が個別に管理するのではなく、関係する副会長全員で情報を共有して、事前に防止するための取組みができるようにしました。

不祥事が発生している場合は、東弁が早期に立件して、綱紀手続きを進めました。会費の滞納が相当高額にわたっている人に対して、懲戒の申立てをしたケースもあります。そういう意味で弁護士会がきちんとした対応をしていることを示す方向での活動を重点的に行いました。

裁判所の関係では、法廷で他の弁護士の名前を記載した事件について、裁判所がどうするかという方向を考える前に、東弁として対応策をきちんと示すこと

によって、裁判所からも東弁はきちんとやっているという評価をいただきました。

成年後見人でも、刑事の国選弁護人でも、弁護士会が対外的に推薦するからには責任を負っているのです、それなりにふさわしい人を推薦するというように考え方を変える必要があると思います。弁護士資格があるというのは、弁護士の仕事をしたいというだけであって、弁護士会の推薦はもう1つ上にあるということ、執行部の共通認識として取り組みました。これは今後も続く課題だと思います。

——最後に8つ目の重点政策は男女共同参画の取り組みでした。

関係機関に引き続き活動をしていただきました。東弁では、常議員会等では女性会員の比率が高まっていますが、役職者にもっと女性会員や若手会員を登用するための環境整備については引き続き地道な取り組みが必要だと思います。

——重点政策以外にも、例えば、歌舞伎町のぼったくり対策は、大きな成果を上げたと同っています。

昨年4月、5月から歌舞伎町で10万円単位のぼったくり被害が多発しているという情報があり、東弁所属の弁護士からも、会として何とかしてほしいという要請がありました。そこで、民暴委員会と法律相談センターが協働して、被害を防止するためには弁護士が現場に行かなければいけないということで、地元の商店街振興組合に部屋を提供していただき、そこに金曜日の夜などを重点的に、最盛期は毎日、弁護士が詰めて対応しました。警察、新宿区、商店街振興組合、それから弁護士会と、4者一体となって取り組みを進めたことで、2カ月ぐらいで急速に被害が収束して、ぼったくりの店が閉鎖していきました。そういうことで東弁は、新宿区から感謝状をいただき、マスメディアでも報道されました。

市民の警察に対する相談の何割かは民事の事案なので、警察もその受け皿が欲しいということで、そういうケースをできるだけ法律相談センターに流してい

ただくようにという話もこれをきっかけに進んでいますので、そういう面でもいい効果があったと思います。

——日弁連の副会長としては、先ほどの綱紀・懲戒の問題、憲法問題の他に、法曹養成制度を担われていたということですが、振り返っていかがでしょうか。

昨年6月30日に法曹養成制度改革推進会議の決定が出されて、それを受けて日弁連の方向性を対外的にも公表し、それに基づく今後の活動方針を策定しました。私が一番多く時間を割いたのが法曹養成制度の問題でした。特に法曹志望者が減っている問題は何とかしなければいけなくて、資格をとるまでの経済的・時間的な負担の問題、法科大学院在学中の奨学金の問題、給費制の復活、資格取得後の仕事の安定性などが今後とも重要な課題と思います。

単位会としても、東弁は、全国で最も先進的な会として、様々な活動をしていく必要があります。優秀な人材が法曹になりたいと思える世の中にすることが重要です。

——最後に、会員に向けてメッセージをいただけますか。

弁護士会は社会の中で大きな役割を果たさなければいけないし、一定程度果たしてきたと思います。それを1年ごとに脈々と受け継いでいく中で、節目の年と自覚しながらバトンをお渡しできて、ほっとしています。今後もより高いレベルで受け継いでいただければうれしいですし、そういうことを担っていく若手がたくさん出てきてほしいと思います。

プロフィール いとう・しげあき

1980年司法修習修了(32期)。日本弁護士連合会事務次長(2001～2003年)、東京弁護士会副会長・日弁連常務理事(2005年)、日弁連業務改革委員会委員長(2006～2007年)、日本弁護士政治連盟幹事長(2007～2009年)、日本弁護士政治連盟常務理事(2010～2014年)、日弁連弁護士職務の適正化に関する委員会委員長(2014年)、日弁連憲法問題対策本部副本部長(2014年)、東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長(2015年)等を歴任。